

## 利用規約

Twins&.各講座、セミナー、リトリート等の規約です。  
よくご覧の上、お申し込みください。

## 【School of Unity ライトワーカー養成講座およびビジネス講座および各オンライン講座およびセミナー規約】

### 第1条(適用範囲)

本規約は、School of Unity 運営事務局(以下、「事務局」といいます。)が主催、運営するすべての講座(合宿、セミナー等を含み、以下、「本講座」といいます。)を対象とします。

### 第2条(受講の申込み)

(1)

本講座の受講申込みは、事務局が定める所定の方法に従って行うものとします。

(2)

ネットワークビジネスを目的としたコンサルタントは申込できないものとします。

### 第3条(受講契約の成立及び受講期間)

申込み後、受講料の決済が完了した時点で受講契約が成立するものとします。受講期間はご依頼日より開始するものとします。

### 第4条(受講および参加費)

ツインレイ講座 77,777円(税込)

ツインレイ・ワーク講座 3,500円(税込)

龍つなぎ講座 319,800円(税込)

ライトワーカー養成講座 オンラインコース 55万円(税込)

ライトワーカー養成講座(シンプルコース)グループ型 100万円(税込)

ライトワーカー養成講座(シンプルコース)マンツーマン型 168万円(税込)

ライトワーカー養成講座(フルコース)グループ型 198万円(税込)

ライトワーカー養成講座(フルコース)マンツーマン型 298万円(税込)

ビジネス講座 SNSスターター・パック 250万円(税込)

阿寒湖リトリート 【リピーター】3日間 18万円(税込)【新規】3日間 198,000円(税込)

出雲リトリート 【リピーター】1日間 6.5万円(税込)、2日間 13万円(税込)、3日間 18万円(税込)／【新規】1日間 7万円(税込)、2日間 14万円(税込)、3日間 198,000円(税込)

受講料には、セミナー参加に伴う交通費、宿泊費、飲食費等は含まれておりません。各自でご負担願います。

#### 第5条(決済方法)

本講座の受講料の決済方法は次に定めるとおりです。なお、申込者は、申込より5営業日以内に、申込後の案内に明記された支払方法によって、お支払いください。

##### (1)一括銀行振込

受講料全額を事務局が指定する口座へお振込み下さい。

(振込手数料は受講者の負担とします。)

指定口座は、当該申込書及び申込み後に事務局から送信するメールに記載しております。

##### (2)分割銀行振込

受講料全額を事務局が指定する口座へお振込み下さい。

(振込手数料は受講者の負担とします。)

指定口座は、当該申込書及び申込み後に事務局から送信するメールに記載しております。

### (3)BASE(決済サイト)

Twins&. (BASE)にて該当ページよりお支払いください。

決済方法はTwins&. (BASE)指定のものとなります。

#### 【取扱決済方法】

- ・クレジットカード決済(支払時期:注文確定時)
- ・Pay ID あと払い(支払時期:ご請求後翌月10日のお支払い。手数料350円)、口座振替(支払時期:ご請求後指定口座より引き落とし。手数料無料)
- ・銀行口座振込決済(ご請求後5営業日以内のお支払い。手数料360円)
- ・コンビニ決済・Pay-Easy(ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、セイコーマート、Pay Easy)
- ・Amazon Pay
- ・PayPal

<https://asktoanangel.base.shop>

#### 第6条(解約)

本講座は申込者からの解約は認められませんので、解約の申し出をされても受講料の返金は一切致しません。

#### 第7条(受講料の返金)

受講者の都合による欠席については、受講料の返金は一切致しません。

#### 第8条(著作物等)

本講座の内容の一切(本講座に関する発明、考案、創作、画像、映像、音源、テキスト、図表、プログラム、アイデア、ノウハウ、メソッド、プラン、デザイン、仕様、公式、データを含み、以下「本著作物等」といいます。)に関する著作権及びその他知的財産権は事務局に帰属し、事務局の事前承諾を得ずに、次に定める行為を行うことを禁じます。

(1)本著作物等の全部又は一部を、自己若しくは第三者の著作物に掲載する行為、自己若しくは第三者のウェブサイトに掲載する等の公衆送信行為、複製・改変等して第三者に頒布する行為、又はその他事務局が別途具体的かつ明示的に許諾した使用範囲を超えて、本著作物等を使用する行為

(2)本著作物等の著作権及び知的財産権を侵害する行為

(3)その他、事務局が禁止する行為

#### 第9条(秘密保持)

受講者は、本講座を受講するにあたり、事務局によって開示された事務局固有の技術上、営業上その他事業の情報並びに他の受講者より開示されたそのプライバシーに関わる情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、又は第三者に開示することを禁じます。

#### 第10条(個人情報)

事務局は、本講座の開催にあたり知り得た受講者の氏名、生年月日その他の個人情報を厳正に管理し、その利用及び提供においては、法令に基づく場合を除き受講者の同意を得た目的の範囲内でのみ利用致します。

#### 第11条(遵守事項)

受講者は、本講座を受講するにあたり、次に定める事項を遵守しなければなりません。

(1)事務局及び講師等の指示に従うこと及び他の受講者の迷惑になるような行為、言動等をしていないこと

(2)講座内容を理解する上で個人差があることを前提に、内容が理解できなかった又は理解しづらい部分があったとしても、事務局及び講師等に一切の責任を求めないこと

(3)本講座の受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、事務局及び講師等に一切の責任を求めないこと

(4)他の受講者に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘、商品及びサービス等の購入の勧誘並びにセミナー等への参加への勧誘(これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む)を行わないこと

(5)講座内容につき、録音又は録画をしないこと

#### 第12条(受講資格の失効)

次のいずれかに該当した場合には、講座の受講資格を失効し、その後、事務局の如何なる講座の受講もできなくなります。また、失効した場合においても、受講料の返金は一切致しません。

(1)事務局の同意なく、講座の内容を第三者に開示した場合

(2)講座の内容を改変して使用した場合

(3)本規約又は法令に違反した場合

(4)公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合

(5)事務局の事前の同意なく、事務局の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を使用した場合

(6)事務局又は協会の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合

(7)事務局の事業活動を妨害する等により事務局の事業活動に悪影響を及ぼした場合

(8)精神疾患等を罹患している者が受講している場合、または通院や治療をしている場合

(9)著しくコミュニケーションが難しいと判断した場合

#### 第13条(地位の譲渡)

本講座の受講者の地位を第三者に譲渡することを禁じます。また、受講者が死亡した場合、受講資格は失われるものとし、地位の承継は一切できません。

#### 第14条(損害賠償)

受講者は、本規約及び法令の定めに従ったことにより、事務局及び講師等を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

#### 第15条(免責事項)

本講座の遅滞、変更、中断、中止、情報等の流失又は消失その他本講座に関連して発生した受講者又は第三者の損害について、事務局は一切の責任を負わないものとします。

#### 第16条(不可抗力)

本契約により予定されていた本講座の提供が、天災、不可避の事故、火災、停電、洪水、感染症によるパンデミックもしくはその他の災難、講師の体調不良、または事務局が直接力の及ばないいかなる出来事などにより妨げられた場合、本講座の開催を中止・延期することがあります。そのような中止、延期の結果として顧客が負うことになった、いかなる代償、損失、損害に関しては、申込者は事務局に対して損害賠償請求を行う権利は無いものとします。

#### 第16条(補償)

申込者は、本講座の購入、参加、または本講座への参加の後に下した決断の結果について、全責任を負うことに同意します。そのような決断の結果として申込者が負うこととなった、いかなる代償・損失・損害についても、事務局はその責任を負うことはなく、補償することはありません。

#### 第17条(反社会的勢力に関する表明・保障について)

1事務局は、反社会的勢力または反社会的勢力が経営を実質的に支配しているもしくは関与していると認められる相手方との取引は一切行いません。申込者が反社会的勢力に該当すること

が判明した場合は、事務局は何らの通知・催告、その他の手続きを要せず、直ちに取引を停止し、契約を解除でき、解除により相手方に損害が生じてもこれを賠償することを要しません。

2 事務局は、申込者が自らまたは第三者を利用して以下に該当する行為をした場合についても前項同様に何らの通知・催告、その他の手続きを要せず、直ちに取引を停止し、契約を解除でき、解除により相手方に損害が生じてもこれを賠償することは要しません。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)脅迫的な言動、暴力を用いる行為

(4)風説の流布、偽計もしくは威力を用いた信用棄損、業務妨害

(5)その他前各号に準ずる行為

3 申込者は、第1、2項に該当したため事務局が契約を解除した場合、事務局に生じた損害を賠償しなければなりません。

#### 第18条(本規約の改定)

事務局は、必要に応じていつでも、受講者の同意、民法(明治29年法律第89号)第548条の4(定型約款の変更)その他適切な方法により、本規約を改定することができます。本規約を改定する場合、改定後の規約の内容および効力発生日を適切な方法により周知し、または受講者に通知します。改定後の本規約は、効力発生日から効力を生じるものとします。

#### 第19条(条項等の無効)

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとします。

#### 第20条(合意管轄)

本規約に関し、訴訟提起の必要が生じた場合には、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をその管轄裁判所とします。

#### 第21条(協議事項)

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

以上

2025年9月7日 改訂(2024年3月1日 制定・施行)

School of Unity 運営事務局

#### 【注意事項】

- ・本講座で指導するセラピーは、医療行為ではありません。あくまでもセラピーとしての内容となりますので、医療機関での治療とは異なります。医師や心理士の治療を受ける場合は、専門家にご相談ください。
- ・Twins&.事務局が提供するすべてのサービス(講座含む)は、ツインレイの相手との再会を保証するものではありません。当事務局では責任を負いかねます。
- ・セミナー及び講座及びセラピーの効果には個人差がありますので、効果につきましては、当事務局で責任を負いかねます。
- ・申し込みいただいた個人情報は、本セミナーの運営上必要な範囲でのみ使用し、その他の目的で使用することはありません。